

芭蕉翁生誕 380 年記念事業 協賛事業（冠事業・補助事業）募集要項【第 2 期】

記念事業への思い

伊賀市では、芭蕉祭をはじめとする数々の顕彰事業の展開や、節目となる生誕 360 年、370 年事業に積極的に取り組んできました。

このことは、芭蕉翁生誕地に住む私たち市民にとって、芭蕉翁の偉大さや尊さを再認識し、翁の文芸に対する姿勢やその生き方を学び、広く世間に知らせるためであることは、改めていうまでもありません。

特に周年事業に取り組むことの意義は、芭蕉翁の偉業や軌跡が多くの人々に共感と感動を与え、次世代に芭蕉翁顕彰を引き継ぐ原動力となることです。

2024（令和 6）年は芭蕉翁の生誕 380 年の記念の年にあたります。物質の豊かさに充たされている反面、人々が心の豊かさや癒し、精神的なゆとりを求めている時代であるからこそ、あらためて翁から学ぶことの多さに気付かされます。

この 380 年の新たな節目を機に、翁の偉業をあらためて顕彰し、世間に知らしめ、後世へ引き継ぐ取り組みを募集したいと考えています。



1. 募集内容

芭蕉翁生誕 380 年記念事業実行委員会では、芭蕉翁顕彰を中心とした協賛事業を募集します。各種団体や企業が主体となり補助金を受けて実施する「補助事業」と、既存の事業などに冠やロゴマークを使用した「冠事業」について、下記の応募のきまりに沿って募集します。

○冠事業とは？

イベントや行事、自社商品などに「芭蕉翁生誕 380 年記念」の冠やロゴマークを付けて事業を実施していただき、生誕 380 年の気運を盛り上げていただける事業を冠事業としています。

○補助事業とは？

芭蕉翁生誕 380 年記念事業に賛同する各団体・個人などが主体となり取り組む事業で、実行委員会の審査により上限 50 万円の補助金を活用することができます。

2. 募集期間＜第 2 期＞

2024（令和 6）年 2 月 1 日（木）～26 日（月） ※必着

3. 募集対象事業の実施期間及び地域<第1期>

実施期間 : 2024 (令和6) 年 4 月 1 日 (月) ~12 月 31 日 (火)

実施地域 : 三重県伊賀市内に限る

※第2期審査会を実施し、審査結果を3月中に通知します。

※以降の募集は予定していませんので、申請忘れのないようご注意ください。

4. 応募のきまり

申請用紙に必要な事項をまとめ提出してください。ご応募いただいた事業について、芭蕉翁生誕 380 年記念事業実行委員会にて内容等を審査し、決定いたします。なお、この申請は協賛を確約するものではなく、審査の結果、採用されない場合があります。

【応募する上での注意および前提条件】

- ・令和6年4月1日から12月31日までに実施できる事業に限ります。
- ・商行為も可能ですが、実行委員会規約第2条に定める目的（委員会は、2024（令和6）年にあたる松尾芭蕉翁の生誕380年を記念した事業を行い、芭蕉翁生誕の地である伊賀市の文化振興を図るとともに、シビックプライドの醸成や市民参画、情報発信に資することを目的とする。）を逸脱しないこととします。
- ・宗教活動、政治活動及びこれに類する催しや活動は応募出来ません。
- ・実施主体で、保険の加入、会場手配、借用物手配、備品手配、許可申請等をお願いいたします。電気や水道の使用、設備、物品等の破損時の弁償、清掃、不測の事態への対応など、全て実施主体が対応するものとします。

5. 補助メニュー

芭蕉翁生誕 380 年記念事業実行委員会にて実施可能と認められた事業に対して下表の通り補助を行います。ご不明な点は事務局までお問い合わせください。

項目	補助事業	冠事業
補助率	5/10 以内	
補助限度額	50 万円	
ロゴマーク使用	できる	できる
条件	審査会で承認されること。	
備考		
1 補助事業の補助率については、事業内容によって 5/10 以内で決定されます。 2 事業費の積算にあたっては、事業に直接関係する事務経費は事業費に含めることができます。 3 補助金の額は、100 円を単位として端数は切り捨てます。 4 事業に売上等が発生する場合は、売上等を差し引いた額を補助金申請額とします。 5 応募内容により、実行委員会の判断において、各事業項目が変更される場合があります。 6 応募事業に対し、他の補助金を受けている場合は、申請できません。		
※審査前の事前確認として、事業内容・予算案等について問い合わせをさせていただく場合があります。 ※事業が審査により認められると、実行委員会発行のイベントカレンダー・HP 等に記載されます。		

項目	補助対象経費
報償費	講師への謝金、謝礼その他補助事業の実施に直接必要なもので、実施団体に属する者以外の者に支払う経費等
旅費	調査旅費、講師・有識者招聘旅費、補助事業の実施に直接必要な旅費等
需用費	補助事業の実施に要する消耗品費（各種材料費、教材、資料代を含む。）、燃料費、光熱水費、印刷製本費（写真代、看板、横断幕等製作費を含む。）、修繕料等
役務費	補助事業の実施に要する通信運搬費、通訳料、保険料、筆耕料等
委託料	補助事業の実施に直接必要なもので、実施団体以外に支払う委託料等
使用料、賃借料	補助事業の実施に要する会場借上料、バス借上料、コピー使用料、施設入場料等
備品購入費	3 年間以上その形状を変えることなく使用できるものの購入経費で、その購入総額は 10 万円以内に限る。ただし、委員長が特に必要かつ適切と認めるものはこの限りでない。
負担金	補助事業の実施に直接必要となる負担金及び研修参加費（飲食費を除く。）

6. 事業区分

各事業にターゲットや、テーマを設定することによって事業本来の目的が明確化すると考えます。申請用紙に、区分、ターゲット、テーマについて記載ください。

区 分	参考例
文化・顕彰	380年の節目を記念した記念講演会、各種勉強会等、記念書籍の発行、地域資源の掘り起こし並びにブラッシュアップなど 例：地域に残る言い伝えや『物・場所・人』を掘り起こしデータ化、次世代育成の取り組みなど
観光・情報	生誕地伊賀市の発信、芭蕉翁を中心とした旅行商品の開発、メディア等との連携タイアップ事業、地域資源の掘り起こし並びにブラッシュアップなど 例：芭蕉=旅をキーワードとしたツアー、380年記念事業をキッカケとした連携やネットワークの構築、番組制作など
商工・企業	380年の節目を記念した関連商品の開発及び商品化、地元民間企業との連携タイアップ事業、地域資源の掘り起こし並びにブラッシュアップなど 例：芭蕉さんを商材とした食品も含めた関連商品の開発及び販売、協賛事業の開催など

ターゲット（例）	◇児童・生徒：（事業例）芭蕉翁の文芸に触れ、好奇心を喚起させる事業等 ◇学生・一般：（事業例）芭蕉翁顕彰について理解を深める事業等 ◇シニア：（事業例）蓄積した芭蕉翁の知識を次世代へ伝える事業等
----------	---

テーマ（例）	◆芭蕉が歩いた『街道』について ◆芭蕉が生涯の全てを託した『旅』について ◆芭蕉が好んだ『食』について ◆芭蕉が愛した『自然』について ◆芭蕉が感じた『春夏秋冬』について ◆芭蕉でつながる『交流』について ◆芭蕉を育てた、芭蕉に育てられた『人』について
--------	--

7. 応募先（下記まで、持参・メール・ファックス・郵送のいずれかで提出してください）

芭蕉翁生誕 380 年記念事業実行委員会事務局
伊賀市企画振興部文化振興課
〒518-0873 伊賀市上野丸之内 117-13 芭蕉翁記念館内
電話：0595-22-9621 FAX：0595-22-9619
E-mail：bunka@city.iga.lg.jp